

# 「構造的暴力理論」の批判的考察と平和学の課題\*

西山俊彦

Toshihiko Nishiyama

2003年9月

ガルトゥング平和学入門

法律文化社

\* 本章の内容は、1998年12月16日に立命館大学国際関係学部で行なわれたガルトゥングが主宰する“**Informal Seminar**”で発表された。当初、セミナーでの議論を本にする計画があり、本稿は西山教授から99年6月28日付でいただいたものである。なお、ガルトゥングのコメントは章末を参照されたい。(編者)

ガルトゥングが提起した「構造的暴力 **Structural Violence - SV<sup>1)</sup>**」ほど「現代社会における平和の諸相を考えるうえで、思考の地平を拡大し、世界にとって解決を迫られている問題の所在をあきらかにしてくれたものはなかった<sup>2)</sup>」と言われる。もはや、平和学のみならず社会科学の共有財産の1つと見なされる理論ではあるが、概念整序化の余地はない訳ではなく、何よりも **SV** 理論の成立原理と平和構築への課題を明示しておくことは、同理論にとっても平和学にとっても、少なくない意義があると思われる。本稿定立の理由であるが、分析手法は論理整合性の徹底追及であり、記述順序は第1節 **SV** 概念の整序的把握、と、第2節概念規定、実現目標、思想的原理等に認められる「完全平等原則」による **SV** 理論の特徴づけであり、平和構築課題への操作的理解である。

## 1 **SV** 概念の整序的把握

**SV** 概念の整序的把握は、**SV** 理論の寄与貢献と限界を理解させ、ひいては、平和学の課題を明示するところから、先ず取り組まなければならない要件である。

### 1 「暴力」と「潜在的実現可能性」

[暴力]とは「可能性と現実とのあいだの、つまり実現可能であったものと現実に生じた結果とのあいだのギャップを生じさせた原因」([1]: 6 頁)と定義づけられる。「実現可能だったもの」を[潜在的実現可能性]([1]: 6-7 頁)と言い、「したがって、もし18世紀に人が結核で死亡したとしても、当時は結核で死亡することは避けがたいことだったから、暴力とみなすことは困難である。しかしもし、世界中に医学上のあらゆる救済手段が備わっている今日、人が結核で死亡するならば、……そこには暴力が存在する」([1]: 6 頁)ことになる。

以上の定義は、文言上は明瞭であるが、操作的、実際的には「潜在的実現可能性」が自明でないところから、**SV** の実態もその程度も一義的に同定できるものではないが、「潜在的実現可能性」の基準をどこにとっても、それは「完全平等原則」を導入することになることについては、第2節に後述する。

### 2 暴力の「構造的」側面と「個人的」側面

何をもって[構造的]暴力とするかは、表6-1に記されているB①~⑥の特徴を有していればとされており、これはA①~⑥の[個人的]暴力の特徴と対比される。

①の**SV**が「精神(心理)的 **Psychological** 暴力である」ことについては、「嘘、洗脳、さまざまな種類の教化、脅迫など、精神的可能性を減少させるもの」([1]: 8-9 頁)であって、「個人的暴力 **Personal Violence - PV -**」のように「身体にくわえられる物理的 **Physical** 暴力ではない」([1]: 8 頁)とされているが、精神的作用だけで人々を「貧困に陥れ、教育の機会を奪い、病気を誘発させ、短命はては餓死、戦死させる」とでも言うのだろうか。また「個人的」暴力はいつも「物理的」なものでないことは、少なくとも内面性の世界を一層の特徴とする人間主体にとっては「物理的」暴力の殆どは、「物理的」である前に「精神

(心理) 的」示威・威嚇となっていることから明らかである。「構造的」であれば「精神(心理) 的」であり、「個人的」であれば「物理的」であるとは言えないのなら、この特徴は **PV** と **SV** を区別するものでないことは言うまでもない。

**表 6-1 個人的暴力と構造的暴力の諸特徴**

A. 個人的暴力	B. 構造的暴力
① 物理的暴力	精神(心理) 的暴力
② 影響力の積極的行使	影響力の消極的行使
③ 傷つけられる客体が存在	傷つけられる客体は不存在
④ 行為主体(人間) が存在	行為主体(人間) は不存在
⑤ 意図された暴力	意図されない暴力
⑥ 観察可能な顕在的暴力	観察可能な潜在的暴力

②の「影響力の積極的行使」と「消極的行使」も一義的に規定できるものではない。例示によれば「消費社会は消費しない人を積極的に罰しはしないものの、消費に熱中する人にたいしては十分な報酬をあたえる。この……システムは、物理的欲求の追求は幸福を約束するとの前提のうえに成り立つ報酬志向型社会であって、……人間みずからの能力を実現する可能性を妨げ、……行動範囲を狭めるという性質のもの」([1]: 9 頁) と説明されている。確かに現代社会は「操作的な社会」([1]: 10 頁) であって自発性を阻害するところの少なくないものではあるが、これらが「阻害」か「助長」か、「妨害」か「促進」か、どのように機能しているかはどんな「人間本性」とか「社会性」を本来的とみなすかに依存する。もとより「積極的」とは「本来的善性を助長する」影響力であり「消極的」とは「非本来的悪性を抑制する」影響力である筈だが、「人間本性」とか「社会性」、そして「本来的善悪」は規定枠組とそのメカニズムの全貌を明らかにして初めて言えることで先験的<sup>アプリオリ</sup>に規定されるものでないとするれば、「**SV** は消極的」で「**PV** は積極的」アプローチなどという区分が意味をなさないのは明らかである。

④の「直接的」暴力と「間接的」暴力は **PV** 及び **SV** と等置され([1]: 13 頁、[2]: 265、270 頁)、「最も重要な特徴」([1]: 11 頁) とされているところから、触れておかねばならない。「暴力を行使する主体が存在する場合、その暴力を個人的または直接的暴力と呼び、このような行為主体が存在しない場合、それを構造的または間接的暴力と呼ぶ。」([1]: 11 頁)「前者の場合には、これらの結果の原因は行為主体である具体的個人に求めることができるのにたいし、後者の場合には、他者を直接に害する人はだれも含んでいないかもしれず、暴力は生活の機会の不平等として構造のなかに組み込まれている」([1]: 11 頁) と説明されている。インフレ、飢餓、戦争等の場合も同様であるが、今仮に「コソボへの空爆で幼い命が犠牲となった」場合をみて、誰が彼を殺したと言うのだろうか。戦闘爆撃機のパイロットだろうか。そうでないとは言えないが、少なくともパイロットに全責任はないだろう。彼に出撃を命じた指揮官か。そうかも知れないが、やはり彼にも全責任はない。民族対立を煽って空爆の原因を作ったミロシェビッチ大統領だろうか。彼にも責任はあるだ

ろうが、全責任と言えるかどうか。軍事出動を決断した **NATO** 軍司令官とか、**NATO** 諸国首脳はどうか。いや、ユーゴの政治矛盾を長年放置し来った国際政治体制に責任がないとも言えるのだろうか。要するに、幼い命が犠牲となったという事実について爆撃行為を原因とすれば「行為主体である具体的個人が存在」して「直接的」暴力となるのに対し、ミロシェビッチ大統領の支配欲とか、西欧民主主義、国際政治体制などが原因とされれば、「間接的」暴力となる。実際は「直接的」暴力は「間接的」暴力の一部であり、「間接的」暴力は「直接的」暴力を媒介に発現され、統合的視点に見るか分離的視点に見るか、集合的・全体的事象と見るか部分的構成的事象とみるか、の違いであって、同じ事象を種々の視点、レベル、次元、関係等々の規定枠組に理解している訳である。但し、ここで、同一事象とは言っても、原因も無数にあれば結果も関係も無数にあって、その中のどれだけの要因を取り上げるかは各自の問題意識にかかっている、とに角、「コソボで幼い命が犠牲となった」という一事についても、多数の直接的暴力と多数の間接的暴力が関与している訳であって、しかも、それらは必ずしも二律背反的ではないのだから、**SV** は「間接的」暴力で **PV** は「直接的」暴力であるとの極度の単純化が殆ど意味をなさないことは明らかであろう。

表 6 - 1 に示された 6 特徴は **PV** と **SV** を区別する「論理的に導き出された特徴である」([1]: 5 頁) と明言された。しかし、紙幅の都合上 3 つに限った論評によれば、これらが一義的に **PV** と **SV** を区別するものでないことは明らかである。各特徴が一義的に断定できないとの意味は、「幼い命が犠牲になった」というような結果だけで、それを把握する規定枠組を明示することなくしては、**PV** と **SV** とも断定できないからだ。本当のところ、**PV**、**SV** いずれの見解も成立し、それらが相互に排他的関係でないことは、社会学的に「構造」も「個人」も相互に他方を想定こそすれ、排他的にないところに由来する。とに角 (表 6 - 1) に示された諸特徴が暴力を理解するための重要な展開を提示したことは多とすべきであるが、それらが必要とする規定枠組を明示していないところから、余りにも恣意的・直感的で **SV** と **PV** を区別するに足るものではなく、一層統合的な把握を期さねばならないものと言わなければならない。

### 3 「消極的」平和と「積極的」平和

前項では **PV** と **SV** の特徴を吟味した。「平和が暴力の不在を意味する」([1]: iii、3 頁) ののであれば、暴力に 2 種類あるように平和にも 2 種類あり、**PV** の不在が [消極的] 平和に、**SV** の不在が [積極的] 平和に該当する。その理由は (1) 「**PV** の不在は積極的に定義された (平和の) 状態をもたらすものではない」が、(2) 「**SV** の不在はわれわれが社会正義と呼ぶところのものであり、それは積極的に定義された (平和の) 状態 (権力と資源の平等主義的配分) である」([1]: 44 頁) からとされている。概念規定が正確であるかどうか、順次確認しておかなければならない。

(1) 「**PV** の不在は消極的平和」 端的に言って「暴力の不在」は「平和」実現のどの側面を担っているかの問題であるが、ガルトゥングはこの関係を「病気でないこと (飢えていないこと、文盲でないこと、……)」が「健康であること (栄養がよいこと、教養があること、……)」に相当するかどうか吟味する。「欠如態」の解消と「充足態」の実現の関係であって、前者は後者と等しくはなくただその条件であって、従って「個々人のレベル」では「**PV** の不在」は「平和の条件」でしかなく、「消極的な平和」にすぎないとしてい

る。

**(2) 「SVの不在は積極的平和」** この命題は平和学関係者に文字通り受容されている見解であるが、これが成立し得ないことを明言しておかなければならない。その理由を ① 論理的不可能性 ② 「PVの不在」との対比 ③ 「平和の理念」の要請の3点に吟味する。先ず ① 論理的不可能性については、「SVの克服」という「欠如態の解消」が「積極的平和の達成」という「充足態の実現」となるためには、「暴力」と「平和」との関係が「生」か「死」か、「存在」か「非存在」かのように、二者択一的な場合だけであるが、両者の関係はそのようなものではない。なぜなら「暴力の不在」と「平和の実現」は共に多数の要因から成立し、しかもこれらの間には多様な中間段階が存在して、「暴力」の反対は「平和」という二者択一的関係が、観念的にも、操作的、実際的にも成立しないからである。② PVという「個人レベル」での「欠如態」の解消が「充足態」の実現に相当しないという単純な論理が、なぜ「(社会)構造レベル」では成立しないとされたのかは理解しがたいことではあるが、この疑問は ③ 「平和の理念」の中心が「積極的平和」の実現にあるとの見解に抵触するものとなっている。繰返して指摘すれば、「戦争のない状態」が「平和の状態」と言えるのは、前者が後者の条件である消極的意味としてだけであって、積極的には「平和は正義のわざ、愛の実り」である完成態を待たねばならない。実際的にも「戦争を止めれば、正義と平和が実現される」というのではなく、正義が実現される程度に応じて、戦争の原因もなくなり、平和が実現されるというのが真実である。この意味で「不戦を誓えば」「平和憲法を持てば」平和は実現されるとの思いは錯覚であって、真の平和は凡ゆる関係に「自由と公正」を基軸とする正義の実現をまって初めて可能となる。暴力の不在としての消極的平和は平和構築課題の前提条件でしかなく、積極的平和、真の平和の実現こそ、真の、そして最も困難な課題である。結論として「SVの不在はわれわれが社会正義と呼ぶところのものであり、これは積極的に定義された(平和の)状態(権力と資源の平等主義的配分)である」([1]: 44 頁)という命題が、以上に指摘した①②③の理由によって、成立しないことは明らかである。

本第1節では、SV概念の整序的理解に努めれば、ガルトウングの概念分析がどのような矛盾不都合を露呈するかについて吟味した。結果は彼がSV概念の提示でもって意図したに違いない構造変革に予期される積極的平和の樹立と裏腹のものであった。ガルトウングが意図したに違いないところは、(1)平和は、個人レベルの変革よりも、構造レベルの変革の問題であること、そして(2)構造レベルの変革は「構造的暴力の欠如態」という消極態の実現にあるのではなくて「潜在的可能性の構造的充足態」という積極態の完成にあるということではなかったか。この主眼の大綱は、彼が「SVの不在」と同一視した「積極的平和」を「権力と資源の平等主義的配分」([1]: 44 頁)という正義の実現態とも見なし、また、「潜在的実現可能性の普遍的成就」とも見なしたところにも、また、高柳先男、岡本三夫等がSVからの転換を「積極的」「創造的」「グローバル完成的」過程に理解しているところにも明らかである。SV理論は、このような意図と可能性によって、平和構築課題の全貌をこの上なく豊かに提示できるはずだったのに、その概念分析に少なからぬ矛盾を露呈したのは論理整合性の欠如によることだった。しかし平和学にとって、その主要概念の整序的把握なしには、平和構築の全体像の整序的理解がないとすれば、本節での諸検討も、基

本的課題の明確化への一助とは言えるであろう。

## 2 SV理論の成立根拠は「完全平等原則」

SV理論ほど「世界にとって解決すべき問題の所在を明らかにしてくれたものはなかった」と言われる場合、なぜそうなのかを問うことが肝要である。否定的側面では暴力への対応、肯定的側面では諸資源の帰属は、責任・権利に関する倫理主体としての個々人の成立と社会秩序の根幹に係わるからであるが、特にSV理論が、正義論、人格理論、平和理念等に通底する、「完全平等原則」に立脚しているからと言わねばならない。以下に、定義、目標、理念等にこの事実を確認しなければならない。

### 1 SV概念が「完全平等原則」を基準に、また平和の概念も同様に定義されていること

実現された現実態が実現可能な可能態を下回っている場合、下回った程度だけ暴力が働いているとはその定義であった。ところで基準となる可能態はどのように知ることができるのだろうか。1つの手法は現実態をもって可能態に代えること、即ち、成功した者は能力があったからであり、成功しなかった者は能力がなかったから、と見なす宿命論、運命論を採る道であるが、これでは現実の無条件的肯定に陥り、暴力の存在は否定され、個人としても社会としても正義も公正も霧消する。これに代るのは、個々人の可能態は同定不可能なのだから、世界共通の基準値を設定する道である。例えばモザンビークの1997年度現実態が<sup>14)</sup>GNP p.c.90ドル、平均寿命45才であるとして、可能態は、少なくとも、世界平均の5,130ドル、67才と見なすか、或いは、世界最高値の44,320ドル（スイス）、80才（日本）と見なすこともできる。指標により実現可能態を平均値と見なすか最高値と見なすかはケース・バイ・ケースとして、モザンビークに生まれた人も、コンゴ民主共和国（110ドル）、バングラデシュ（270ドル）に生まれた人も、SVを計る基準は同一で、これは「完全平等原則」を前提としたものに他ならない。SV理論が、潜在的实现可能性を基準にして<sup>15)</sup>いる限り、完全平等原則を前提にしなければ成立しないことは、とりもなおさずPV及びSVの克服による平和の完成態も「完全平等原則」の完成態を目標としたものであることは論理必然性の要求である。

### 2 SVの排除されねばならない原理が無答責性であるのなら、同じ原理はPVの排除をも要求し、両者は共に完全平等原則の実現を志向すること

SVがなぜSVであり、それらは排除されねばならないかは「(構造レベルにおける)負の影響力は各々人の責任に起因するものではない。各々人は自己の責任のない負の影響力については無答責 Non-Imputable であるから、SVは排除されねばならない<sup>17)</sup>」というものだった。この同じ原理はPVについても適用されねばならないことがどれほど自覚されているだろうか。なぜなら、「ある個人が、極貧に生まれたこと、文盲・身障者・犯罪者・外国人・異宗教者…の親の下に生まれたことは、これしかない事実であるが、その理由は偶然<sup>タマタマ</sup>のことで、何らの必然性も論証し得ない、当人の係わり知らぬこと」だからである。「当人

の責任のない負の遺産の責任を負わせられてはならない」という無答責性原理は、SV 同様、PV にも適用されねばならない。尤も現実社会では、身障者を差別し、外国人を排除して怪しまないなど、虚偽意識 *Falschesbewußtsein* に甘んじてはいるが、SV が排除されなければならないのであれば PV も排除されなければならない、これらはいずれも、全ての格差を否定し、完全平等原則に基づいた完成態を志向するものとなっている。

### 3 SV 及び PV の負の遺産に責任がないのなら、正の遺産についての権利もなくなり、SV と PV は所有関係を初め凡ゆる社会関係に完全平等原則の確立を要求すること

前項では SV、PV とともに負の遺産についての責任がないのなら、その影響力に拘束されてはならないことを論証した。構造レベルと個人レベルでの無答責性 *Non-Imputability* は身障者の権利擁護とか国籍差別の背理として徐々に認識されてきてはいるが、同じ原理が正の遺産、即ち、権利の方向にも適用されねばならないことが、どれほど自覚されているだろうか。正の遺産に権利のないことの理由は次の通りである。

「責任なければ答責なし」の対概念が「権原 *Berechtigungsgrund, Entitlement* なければ権利なし」である。社会構造レベルでは、モザンビークに生を享けた負の遺産についてモザンビーク国民に責任がないのなら、日本という先進工業国に生を享けた日本人が、その事実（の存在）はこれしかない（必然的）事実ではあるが、その事実が生じた理由は偶<sup>タメ</sup>発<sup>タメ</sup>的<sup>タメ</sup>のことに過ぎないのだから、それに対する何らの必然的理由はなく、従って何らの権原もなく、そして権原がなければ「日本に生まれたことの正の遺産の影響」についても何らの権利もない筈である。にもかかわらず「日本に生まれた」ことの正の遺産を当然とし、権原なき権利を主張し享受して憚らない。個人レベルにおいても事は全く同様である。「私の稼いだもの」は「私のもの」として私に帰属（所有）させて疑わないが、その理由は「私の身体」は「私のもの」で、「その能力も働き」も「私のもの」という憶見が現行社会秩序の成立根拠となっているからである。ところが実際には、どんな権原をもって「私の身体は私のもの」とか「その能力も働きも私のもの」と言えるかについては問うことさえしていない。「私の身体は私のもの」という「自己所有権」説は論証不可能な憶見でしかないところから、正の遺産についての権原は見出せず、その権利もない筈だが、現行社会秩序は不条理な強権支配を続けて怪しまない。不条理な強権支配は早晚排除しなければならないが、排除した暁に予期される社会とは完全平等原則に基づいたものに他ならない。SV と PV が無答責原理に従って要求した社会が完全平等原則に基づくものであったのと同様に、正の遺産についてそれが権原なき占拠に基づく強権支配と糾弾する論理も代案も完全平等原則のそれに他ならない。

### 4 「SV 理論」 = 「人格主義」 = 「基本的人権の尊重」 = 「平和の実現」

3 項目にわたって SV 理論が論理必然化するいくつかの帰結を記述した。SV は克服されねばならないとの理由が「無答責原理」であるのなら、PV にも適用されて、個人レベルでの謂れなき負の遺産からも解放されなければならない。と同時に、正の遺産についてもそれらに権原がないのなら、権利もあるはずがなく、現行私的・公的所有制度は既得権益の強権支配でしかなくなって、早晚、撤廃しなければならないというものであった。

**【人格主義】** 以上のように SV 理論は、現行秩序を基礎づける権利・義務体制を排撃

し、分配帰属を搾取と収奪の強権支配と糾弾して「完全平等社会」の実現を要求する。そして不義と暴力の後に燦然と登場するのが「人格主義」であって、これは「人間がただ人間であるという理由だけで尊厳を有し、尊重に値するとみなす価値観」である。それは人間相互を比類なきものとして、<sup>20)</sup>「絶対平等主義」以外の支配原理を受け容れない。

**【基本的人権の尊重】** 人格主義は「基本的人権の尊重」となる。なぜなら「すべての人間（国民）が尊重されるのは、個人として」（日本国憲法第 13 条）であって、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地による、政治的、経済的又は社会的関係においてのことはではない」（同第 14 条）からである。基本的人権が尊重されるころには、民族・種族・国家主義等、凡ゆる差別主義に代わる「普遍主義」<sup>21)</sup>が今 1 つの原理となる。

**【平和の実現】** 「人格主義」の共有と「基本的人権」の確立は「平和の実現」に結果する。そこでは全人類構成員の権利が普遍的に尊重されるだけでなく、尊重される体制も完成する。この状態に達するために平和学が励むべき十全な課題と領域を **SV** 概念の再吟味はもたらした。

## 表 6-2

(1)消極的平和

(2)積極的平和

平和(学)の課題と領域 = (PV+SV) の排除 + (P Peace+S Peace) の実現

個々人レベルと構造レベルの両領域に、それぞれ、(1) 消極的平和と(2) 積極的平和の実現を計らなければならない。(1) は「国際および国内の社会構造に起因する貧困、飢餓、抑圧、疎外、差別がない状態」<sup>22)</sup>を達成すること、即ち、現行体制の否定的側面の克服であり、(2) は同時に必要とされる「平和理念」に基づいた基本的人権の積極的充足可能性の創造である。第 1 節で **SV** 概念を少しく再吟味したのは、ガルトゥングが指摘するように、「『平和』をいかに定義するかは科学的戦略の重要な一部であって、……われわれが取り組むべき政治的、知的、科学的課題がなんであるかを……示す……もの」<sup>23)</sup>だからに他ならない。

本第 2 節では、「**SV** 理論」が「人格主義」と「基本的人権の尊重」に連なり、それらに通底している人格、権利、成果……についての「完全平等原則」の確立を介して「平和の実現」に至る平和学の全貌を照射し推進する強力な理論であることを垣間見るように努力した。

### 3 J. ガルトゥング教授のレスポンス

1998 年 12 月 16 日立命館大学国際関係学部オープン・ゼミの最終回に標題通り<sup>24)</sup>の報告の機会が与えられたことは、この上ない光栄であった。既に平和学と社会科学全般の共有財産と見なされる **SV** 理論ではあるが、筆者の見解では、概念整理を期さねばならぬポイントは少なからず、しかも **SV** 理論が平和構築課題に有する原理的可能性が十分認識されている



とは思われなかったからである。英語での報告は本稿よりも目の粗いものではあったが、一応全要点は指摘した。<sup>25)</sup>

これらの問題提起に対するガルトゥング教授の批評は、筆者の考察が余りに哲学的で操作的分析が不足しているとのことだったが、**SV** 理論は言語学から出発しており、筆者が行った **SV** 理論の発展的理解は想定していないとのことだった。ただ1点同意されたことは、**SV** の定義の基準とされている **Potentiality** 潜在的实现可能性は同定しようもないということ、筆者には、この同意だけで十二分の回答と見なされた。なぜなら、各個々人の潜在的可能性が同定不可能でありながら、なおかつ、**SV** の事実を現実社会に認めようとするならば、何らかの普遍的基準を適用せざるを得ず、それがどのような値をとるにせよ、世界、人類共通の1基準とならざるを得ず、これは **SV** 理論が「完全平等原則」を基準としていることを意味するものだからである。一旦、完全平等原則を導入してしまえば、「人格」も「人権」も平等で普遍的であるように)、平和学は完全平等原則に基づく普遍妥当的秩序を志向せざるを得ないということが、論理必然性の然らしめるところとなるのだから。この意味で、平和学の原理的理解と課題の全貌把握にとって多大の貢献を果してきた **SV** 理論は、人類大の課題を一層進捗発展させる上で、確かな進路を示す不可欠の指針であり続けることを、感謝の念を込めて、記したく思う。

## 注

- 1) J.Galtung, 文献[1] “Violence, Peace, and Peace Research”, *Journal of Peace Research*, Vol.6, No.3, 1969, pp.167-191。高柳先男他訳「暴力、平和、平和研究」『構造的暴力と平和』、中央大学出版部、1991年、1-66頁；文献[2] *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*, SAGE, 1996；文献[3] “Summary of Response by Johan Galtung : On structural violence”, RITSUMEIKAN UNIVERSITY : INFORMAL SEMINAR, Dec.16,1998。なお著作目録 (J.Galtung, *Bibliography 1951-1990*, PRIO, Oslo, 1990) には 1,000 点を越す文献があると記されているが、渉猟することはできなかった。
- 2) 高柳先男「訳者あとがき」、J.ガルトゥング、[1] : 231 頁。
- 3) ガルトゥングによれば、戦争は直接的暴力であり間接的暴力ではないから **SV** ではないと見なされる。([1] : 46、[2] : 33 頁)。筆者の考えでは戦争には直接的暴力も間接的暴力も、**PV** も **SV** も実在しているのであって、構造的矛盾も間接的暴力も無数に存在しており、従って直接的暴力が存在しているから **SV** ではないとはならない。要は何を原因とし何を結果としてどう関連づけるかの問題であるが、その場合でも他の関連づけを排除するものではない。
- 4) E.フッサール『現象学の理念』(立松弘孝訳)、みすず書房、1965年；A.シュッツ『現象学的社会学』(森川眞規雄・浜日出夫訳)、紀伊國屋書店、1980年；P.ウィンチ『社会科学の理念』(森川眞規雄訳)、新曜社、1977年；西山俊彦「多元的事実の位相的構造—社会学的立論への予備考察(3)—」『サピエンチア』第19号、1985年、1-15頁、他。

- 5) J.ガルトゥング、文献[1]: 1-2 頁。
- 6) 今一つの解釈は「PVの不在」と「SVの不在」というレベル間の対比に「消極」－「積極」の差異を求める道であるが、その場合、次に指摘する「SVの不在」についてのガルトゥングの説明は無意味となる。
- 7) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年、192頁；横田耕一「積極的平和の確立－構造的暴力の解消－」、和田英夫他編『平和憲法の創造的展開』学陽書房、1987年、108-116頁；山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992年、263-264頁。
- 8) これが本項③の検討事項に相当する。
- 9) 基本的人権にも消極的な「自由権 **freedom from oppression, or, right to being free from oppression...**」の他に数多の積極的な「社会権 **right to possession...**」が並記されており、法的にも前者だけで後者も充足されるとは理解されていない。伊藤正己『新版・憲法』、弘文堂、1982年、179-402頁；芦部信喜『新版補訂版憲法』岩波書店、1999年、73-252頁。
- 10) 例えばシャロームの場合「ただ戦争が存在しない状態を指すのではなく、はるかにより積極的な意味をもっていた。シャロームは同時に幸福、繁栄、安全を意味し、さらに神意による正義の実現という意味を含むものと考えられた」と石田雄は解説する。石田雄『平和の政治学』岩波書店、1968年、19頁；西山俊彦「J.ガルトゥングによる『構造的暴力』概念の整序化と平和への課題」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第13巻第1号、1998年、74-93、88-93頁参照。
- 11) 第2バチカン公会議『現代世界憲章』（長江恵訳）、中央出版社、1965年、78頁；A.カウフマン『正義と平和』（竹下賢訳）、ミネルヴァ書房、1990年、18頁。
- 12) 高柳先男『『平和研究』の新展開』、『国際問題』1974年12月、2-21頁；岡本三夫「平和研究の方法と課題」、『四国学院大学論集』第30号、1974年、1-21頁；「平和学の地平」、『四国学院大学論集』第33号、1975年、47-73頁。
- 13) 「(完全) 平等原則」は「自由と平等と並列されて、個人権であるとともに人権の総則的意味をもつ重要な原則」（芦部信喜『前掲書』、121頁）であって、形式的平等（機会の平等）のみでなく実質的平等（結果の平等）を求める（橋本公亘『日本国憲法』、有斐閣、1988年、191頁）が、筆者の見解は後者の充足をもって理解する。その理由は、人間存在に差異的所有を裏付ける差異的権原 **Berechtigungsgrund, Entitlement** は論証できない（西山俊彦「私的所有権の不条理性」『平和研究』第24号、1999年、100-109頁）からである。なお、歴史的、政治的には相反する関係に置かれてきた「自由」と「平等」は、原理的には「自由なくして平等なく」「平等なくして自由なし」という相補的關係にあることは指摘する迄もなからう。
- 14) **The World Bank, 1998/99 World Development Report, Oxford University Press, 1999.**
- 15) 同一基準値は各人の帰属集団を母集団とするものであるが、現代にあってはそれがグローバル社会であることを否定できる者はいないだろう。
- 16) 但しこの他に、ガルトゥングには **Basic Human Needs** を基準とする立論（文献[3]）もあるが、後述の通り、人間本性間に大小尊卑の関係がないとすれば、同じ結論となる。

- 17) “Imputabilità è la qualità o proprietà dell’atto ed effetto, la forza della quale l’uno e l’altro vengono attribuiti all’agente come al suo autore e signore.” (S.Th. I-II, q.21, a.2) *Enciclopedia Cattolica*.
- 18) 勿論この権利は、国家主義体制の権益擁護という形をとってのことではあるが。
- 19) 西山俊彦「私的所有権の個別的論証の非論理性—『自己所有権』の問題点を中心に—」、『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第14巻第1号、1999年、151-167頁。
- 20) 「そもそも平等に2種のものがある。1つは比較してみてその大・小、多・寡、強・弱、軽・重などを量的にいう場合の『等しさ』である。他は比較できないという正にその点においての『等しさ』である。人格者の平等性は後者の平等であって、各人毎にユニークなものであるその人格性は、加えて人間存在の存在論的超越性を証する正にその点においての比較を絶した平等性をも示すものである。」水波朗「権利の存在論的考察」、日本法哲学会編『権利論・法哲学年報』1984年、6-7頁。
- 21) 小林善彦・樋口陽一編『人権は「普遍」なのか』岩波書店、1999年；辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性—フランス人権宣言と現代憲法—』、創文社、1992年。
- 22) 高柳先男、前掲「訳者あとがき」、231頁。但し高柳は、「それは積極的平和である」とわざわざ断っている！
- 23) J.ガルトゥング、文献[1]；4-5頁。
- 24) Peter Toshihiko Nishiyama, “Isn’t ‘Structural Violence Theory’ a Principle of Perfect Equality? –an Attempt to make the Theory more Consistent—”.
- 25) 本文に記した以外のポイントは(1)「ユネスコ憲章」前文にも認められる平和学における「観念」の役割と「構造変革」との関係、そして(2)「SV理論」と社会科学成立以来の「ミクローマクロ」概念との差異であった。(1)については、人間の主体的（観念的、理念的）役割を否定しかねないほど「構造変革」自体の肝要さを強調されたが、もともとガルトゥング教授には平和構築への主体的営為の不可決性の認識は随所に説かれているのだから、筆者の設問が悪かったのかも知れない。(2)については、筆者自身問題を十分に説明する余裕もなく、レスポンスを得るには至らなかった。

ヨハン・ガルトゥング

平和研究における概念化に関する基本的な問題提起に対して西山氏に心から感謝する。氏の論点はいくつかの誤解を含むと私は考えるが、また非常に興味深いものである。

なお、1969年の私の論稿「暴力、平和、平和研究」をめぐって、これまで多く仕事が行われてきた。現時点での私の見解については次の文献の第1部を参照されたい。Johan Galtung, *Peace By Peaceful Means*, SAGE, 1996.

(1) 出発点は1950年代後半にまでさかのぼる。当時、「平和は『暴力』の不在である」という平和概念に対して私は不満をもっていた。ここで暴力とは通常の意味における直接的暴力——意図され、素早く行使される——と考えられていた。健康概念に関する消極的健康と積極的健康の区別、また病気の健康に対する関係は暴力の平和に対する関係と同じであるとする思想に触発されて、直接的暴力の不在を意味する「消極的平和」と集団間の積極的な関係を意味する「積極的平和」との区別を私は試みた。

(2) 暴力に関しては、相手に傷をつけたり害を与えたりすることを意図する「直接的暴力」と、地震や津波が富者よりも貧者をより多く死亡させることに表現されている意図的ではなく非直接的に働く暴力との区別を私は試みた。前者に関する例として私は1人の個人による暴力を考え、それを「個人的暴力」(personal violence)と名付けた。後になって集合的なものを含めるためにそれを「行為者暴力」(actor violence)と呼ぶことにした。後者の1例として社会的構造が果たす役割に注意を喚起し、私はそれを「構造的暴力」と呼ぶことにした。たとえば「帝国主義」がその1例である。論理的には直接的・非直接的という2分法がより満足のいく区分であるという点に関しては私も同意する。しかし私は内容的に個人的・構造的という方をより好ましいと考えた。西洋の政治的左翼は個人的暴力に寛容であり、右翼は構造的暴力に寛容であったということも考慮した。私の指針であるガンディーは両方ともに寛容でなかった。私が考えた構造的暴力の3つの主要な形態は、(政治的)「抑圧」、(経済的)「搾取」、(文化的)「疎外」であった。

(3) それから私は「オッカムの剃刀」に倣い、概念の単純化のために、「積極的平和とは構造的暴力の不在である」と定義した。論理的には積極的平和とは何か積極的なものの存在であるとした方が良いということに関しては私も同意する。ここから、構造的平和は自由・福祉・主体性から構成されるということを経験上は私は考えた。

(4) 私はこれまでであれば1つの構造をとりあげ、消極的平和とは構造的暴力の不在であるとし、積極的平和をその構造が暴力的になるのを防護する何か積極的なものの存在であると定義するであろう。それは何らかの種類の「メタ構造的平和」と呼ぶことができよう。西山氏によって示唆されているこうした道は実り多いものであると私は思う。このような論理的な思考は経験上の裏づけをもつだろうか。これはたんに言葉の遊びではなく、探究のための導きであるべきだ。

(5) 経験上の仮説として、「積極的平和＝構造的平和」から「消極的平和＝直接的暴力の不在」ということも導かれるであろう。「自由」と「福祉」と「主体性」という3つの基本

的必要が満たされたならば、直接的暴力は減少するであろう。そのことによって「生存」もまた満たされることになる。(上の**3**要素からなる) 基本的必要は絶対に譲渡できないものである。なぜならそれらの否定はまさに直接的暴力に導くからである。このことは生存についてもあてはまる。暴行や侵略で生命が脅かされたとき、直接的暴力がそれに続くか、またはそれ(暴行・侵略)を回避するための直接的暴力が行使されるからだ。しかし、基本的必要を満たすために非暴力を行使することも可能である。その場合、「細分化」・「断片化」・「周辺化」によって構造的暴力が保存され、そこから生じる全くの無関心によって意識化・能動化が阻止されることになる。それら(構造的暴力を保存する**3**要素)の否定は、「統合化」・「連帯」・「参加」であり、それが——西山氏が見失われていると主張する——積極的・構造的平和に該当するものである。それは民主主義の主要な要素である。

(6) これらの用語は全てきわめて具体的な政治的闘争や高度に主体的・集団的な関与を表現している。